

官発会第八四号

昭和三十一年二月二十日

警察庁長官官房会計課長

各道府県警察本部長

警視庁 総務部長

(参考) 各管区警察局長

総務部長

殿

自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第七十八条の二項による賦課金の納付については、警察用車輛のうち都道府県有車両で、都道府県警察の用に供しているものについては、同条の適用に同じもの(以下略)が、国官車及び東京都道府県警察の用に供しているものについては、同条の適用に同じ意義があるので、当庁、運輸者及び大蔵省の三者協議の結果、左のとおり取扱うこととしたから、御了知をいたします。

記

一 國有車両で当該都道府県警察の用に供しているものは、自動車損害賠償保障法第七十八條の規程により政令で定める金額を所轄陸運事務所と協議の上納付手続を
とること

二 歳出予算は、次により計上すること。

- (款) 三、警察消防費 (項) 二、警察職員費 (目) 四、需用費 (節) 四、公課費